

島根県検査書類限定型工事試行要領に係るQ & A

【島根県ホームページ掲載】

Q 1 : 検査書類限定型工事として実施する場合、日々作成する書類も省略して良いか。

A 1 : 検査書類限定型工事は、あくまで検査時の書類を限定しているものであり、通常作成・保管する書類が必要なくなる訳ではありません（従前のおり）。

Q 2 : 検査員は検査時に10書類に限定して資料検査を行うとされているが、検査時に10書類を必ず見なければならないか。

A 2 : 検査員が必要に応じ、予め10書類の書類を確認しておくことを妨げるものではありません。
したがって、10書類に含まれる資料であっても、検査時には見ない場合もあります。

Q 3 : 発注（公告）時に施工条件書に検査書類限定型工事であることを明記しているにも関わらず、受発注者が協議をして実施を決定するのはなぜか。

A 3 : 施工条件書に明記することとしているが、受発注者は契約上対等であるとともに試行期間であることから、改めて受発注者双方が共通認識を持つために、当分の間は双方の協議により実施を決定してください。

Q 4 : 試行要領対象工事の場合、従来の検査方法と異なる方法で行うことになるが、これまで設計図書の作成、現場監督、竣工検査、成績評定までの監督職員としての一連の業務を行ったことのない職員が担当する工事でも試行対象工事としてよいか。

A 4 : 今後、対象工事の拡大や本格実施を行うにあたり、本試行要領により実施した検査と従来の方法で実施した検査との違いについて、受発注者双方の意見を集約する必要があります。

このため、これまで発注に係る設計図書の作成や監督員として主として現場監督に携わった経験が複数回あり、かつ、竣工検査への立会や工事成績評定についても複数回経験している職員が担当している工事を対象としますが、個々の職員で過去の所属先が異なり、経験も大きく異なることから、「主任」以上が担当している工事を想定しています。

なお、人事異動等により工事期間中に監督員が変更となった場合は、当該職員の経験等を考慮した上で、変更時点で受発注者協議により決定してください。